

令和5年度沖縄県離島観光活性化促進事業(八重山)
デジタルプロモーション事業「SNSプロモーション」
企画コンペティション応募要項

1. 目的

この要項は、一般社団法人八重山ビジターズビューロー（以下「YVB」という。）が実施する令和5年度離島観光活性化促進事業(八重山) デジタルプロモーション事業「SNSプロモーション」に係る企画コンペティション（以下コンペ）に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本企画提案に係る委託業務

- (1) 業務名：「SNSプロモーション」
- (2) 期間：契約締結の日から令和6年2月28日（又は、実施報告書及び実績報告書完了後まで）
- (3) 業務内容：別添『仕様書』を参照
- (4) 予算規模：2,500,000円以内(消費税別)とする。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる

3. 応募資格

企画コンペの参加資格は要件をすべて満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員でない者、同項第2号に規定する暴力団の利益となる活動を行っていない者
- (4) 税金を滞納していない者
- (5) （一社）八重山ビジターズビューロー（以下、YVB）との協力・連携体制を構築できる者であること
- (6) 沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること

4. 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記3. の要件を満たさなくなった場合
- (2) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (3) 見積書の見積額が提案総額を超えている場合

5. 提出書類・スケジュール

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までにYVBへ原本を郵送又は持ち込みにて提出しなければならない。

- (1) 企画提出書（様式1）…7部（社印押印済み原本1部・コピー6部）

※共同体として提案する場合は、様式1の項目3、4については参加企業全社分提出すること。

なお、会社概要資料（パンフレット等）の添付は1部のみでよい

※複数の企業等で共同体を構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること

- (2) 企画書（内容は別紙「企画コンペティション仕様書」参照）… 7部
- (3) 見積書（社名表記／社印押印／内訳明細記載）… 7部（社印押印済み原本1部・コピー6部）
 - ※応募社における経理規程に従い、経費項目を設定し見積りを作成する
 - ※実施報告及び実績報告時には、経費項目ごとにおける各種証憑類の提出が必要となる
 - ※支払いは、提出された証憑類を元にYVBが検査し、実情に即した支払いとなる

(4) スケジュールは、次の通り

- ・ 上記書類提出：令和5年5月12日（金）13：00必着
提出先： 一般社団法人 八重山デジタルズビューロー
〒907-0022 沖縄県石垣市大川547番地 興ビル206号室
電話：0980-87-6252／FAX：0980-87-5509 担当：石垣、沼田
- ・ 委託業者決定：令和5年5月下旬ごろ委託業者決定・通知
※応募者全員に結果を通知する

6. 審査

審査は次のとおり行う。

- (1) 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定業者を選定する。
原則として1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査の書面審査へ進むものとする。ただし応募件数によっては最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある
- (2) 最終審査は書面審査にて行うが、必要に応じて応募各社によるプレゼンテーションの実施もありえる。
- (3) 1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない

7. 委託契約

委託契約については、原則として第1位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

8. 企画提案に係る留意事項

- ・ 企画提案は、応募社1社につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認められないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- ・ 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案等は無効とする。
- ・ 企画書の作成、提出等、企画提案に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書類等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- ・ 企画提案にあたって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、応募者が当該法人等から了承を得ること。
- ・ 今回の企画提案は、契約予定事業者を選定するものであり、契約を保障するものではない。
- ・ 応募書類に虚偽の記載をした場合には応募を無効とし、今後YVBは該当する企画提案を受け付けない。
- ・ 応募書類に不備・不足がある場合は、審査の減点対象となる。
- ・ 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、契約予定事業者の費用をもって処理する。

9. 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ・契約予定事業者に選定された際は、協議確認の上、改めて必要書類を作成し、委託契約を締結するものとする。
- ・契約締結に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 再委託について

本事業を実施するにあたっては、YVBの承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。この場合の再委託者の資格についても、3.「応募資格」の規定を準用するものとする。

10. 免責事項

本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、YVBは一切関与しない。その他この要項に定めのない事項については、沖縄県とYVBが協議して決定する。